

## 楽録サービス利用規約

西尾張シーエーティーヴィ株式会社（以下「当社」という。）は、以下のとおり楽録サービス（録画機能付きデジタルホームターミナル<以下「本端末」という。>を利用するオプションサービス、以下「本サービス」という。）利用規約（以下「本規約」という。）を定め、これにより本サービスを提供します。当社が行うサービスを受ける者（以下「利用者」という。）は、本サービスの利用に先立ち本規約の内容を承諾したうえで本サービスの提供を受けるものとします。

### 第1条（利用規約の適用）

1. 当社は、デジタル放送サービス（デジタルフル、デジタルスタンダード、デジタルミニ）のオプションサービスとして本サービスを提供します。
2. 本規約に定めのない事項については、当社が別に定める「ケーブルテレビサービス契約約款」が適用されるものとします。

### 第2条（料金および設置費用）

1. 利用者は、本サービスの利用に際し「ケーブルテレビサービス契約約款・別表」に定める月額利用料金を、デジタルコースの月額利用料金に加算して支払うものとします。
2. 利用者は、本サービスの利用に際し「ケーブルテレビサービス契約約款・別表」に定める本端末の設置費用または端末の交換費用を支払うものとします。
3. 当社は、利用者から月額利用料金、本端末の設置費用または交換費用の支払いがされない場合、契約約款に定める期間未満であってもケーブルテレビサービスの提供を停止し、本端末の回収を行う場合があります。

### 第3条（解約）

1. 利用者は、解約を希望する場合には、解約を希望する10日前までに文書により当社にその旨を申し出るものとし、当社が受理した希望日を解約日とします。
2. 利用者は、利用料を解約日の属する月の分まで支払うものとします。
3. 本サービスの最低利用期間は、利用料お支払い開始月から6ヶ月といたします。その間の解約は取り扱いしないものとします。最低利用期間に満たない期間での解約の場合、解約日の属する月の翌月から6ヶ月目までの残月数に本サービスの月額利用料金を乗じた金額を当社が定める期日までに支払うものとします。
4. 本サービスを解約する場合には本端末からケーブルテレビサービス用デジタルホームターミナルへの交換を行います。この場合利用者は「ケーブルテレビサービス契約約款・別表」に定める交換費用を支払うものとします。
5. 当社の利用契約を解約する場合には、利用者は本端末および引込み線などその他の関連施設の撤去などにかかる費用を支払うものとします。

### 第4条（所有権）

1. 本サービス提供に際して使用する本端末の所有権は当社に帰属し、利用者には貸与形式にて本サービスを提供します。
2. 利用者は、本サービスの解約または当社利用契約の解約、および利用契約の解除の際、速やかに本端末および付属品（B-CASカード、C-CASカード、電源コード）を当社に返却するものとします。

### 第5条（端末の使用および維持管理）

1. 利用者は、使用上の注意事項を遵守して、利用および維持管理するものとします。
2. 利用者は、本端末に故障、不具合などが生じた場合、速やかにその旨を当社に通知するものとします。
3. 利用者は、本端末に故障、不具合が認められる場合を除き、本端末の交換を請求できません。また、当社が認める交換の場合であっても、交換費用を申し受ける場合があります。
4. 加入者の故意または過失により生じた損害に対して、当社は一切責任を負わないものとします。
5. 加入者の責に帰すべき理由により、本端末に故障、滅失、毀損などが生じた場合、当社は利用者に損害賠償を請求することができるものとします。

#### 第6条（録画データおよび個人情報の消去）

利用者は、利用契約の解約時や故障などでの交換時、予め録画された番組データおよび個人情報を消去した状態で、本端末を返却することとします。未消去状態で返却された場合、当社は利用者へ通知なく消去できるものとし、利用者はこれを了解するものとします。

#### 第7条（免責事項）

1. 本端末の故障、滅失、毀損、不具合など、あらゆる原因により、正常に録画ができなかった場合においても、当社は一切の補償責任を負わないものとします。
2. 当社は、利用者に貸与した本端末に故障、不具合などがある場合は、本端末を修理、交換するものとし、この場合本端末を回収します。その際、利用者は録画したデータについての一切の権利を放棄するものとし、当社はその補償を行わないものとします。

#### 第8条（利用規約の改定）

当社は、本利用規約を予告なく変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は、変更後の利用規約によるものとします。

#### 第9条（協議）

本規約および「ケーブルテレビサービス契約約款」に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

#### 附 則

1. 当社は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2. この本規約は平成20年12月1日より施行します。